

神奈川県子ども未来ファンド自己点検自己評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県子ども未来ファンド（以下「ファンド」という。）は、ファンドにおいて発生した横領事件の再発を防止し、ファンドの再建に向けてファンドに係わる寄付者・会員・運営委員・選考委員・助成団体等からファンドの再建にかかわる取組みについて意見をいただくため、神奈川県子ども未来ファンド自己点検自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ファンドの横領事件後の再建の取組みについて、意見交換及び検討を行い、その検討結果を理事会に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、ファンドに係わる関係者からファンドの理事長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日からファンド理事会へ提言の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、ファンド理事長が務める。

2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

4 会議は、委員長の了解を得て傍聴することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ファンドにおいて処理する。

(委任)

第10条 この設置要綱定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2015年6月26日から施行する。